

天童市の教育等の振興に関する大綱 (案)



平成27年8月
天 童 市

策定の趣旨と内容

- この「大綱」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき策定するものです。
- 「大綱」では、本市の教育、学術及び文化の振興に関する施策の基本目標を定めます。

大綱の計画期間

平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

なお、天童市総合計画、社会情勢の変化、市民のニーズ等に合わせ、必要に応じて見直すこととします。

策定に当たっての考え方

第六次天童市総合計画基本構想のうち、教育、学術、文化等に関する展開方向を基礎に、社会情勢や価値観の多様化、ライフスタイルの変化などを踏まえ、策定します。

大綱の基本目標

1 乳幼児期の健全育成の推進

安心して子どもを生み、育て、子どもが心身ともに健やかに成長できるように、子育て環境の充実に努めます。

生涯にわたる人間形成の基盤となる乳幼児期の望ましい発達や成長を促すとともに、乳児期からの母子保健と、幼児教育（保育）及び学校教育とが連続する仕組みの中で、継続した支援を行える体制づくりを進めます。

また、適切な時期に適切な支援を提供することにより、一人一人の子どもが、生き生きと暮らせる地域を目指します。

さらに、幼児期は、知的・感情的な面や人間関係の面で大きく成長する時期であることから、幼児期に必要な体験等を確保し、人間形成の基礎が培われる幼児教育（保育）を推進します。

2 天のわらべ 輝く「いのち」育みプロジェクトの推進

いじめ等の生徒指導上の諸問題に早期発見、早期対応しながら、児童生徒一人一人がいのちを大切に、生き生きと学校生活を送れるように、学校づくり、学級経営を支援します。

また、「市いじめ防止基本方針」に基づきいじめ防止対策を推進し、いじめを絶対しない、させない学校づくりを目指します。

さらに、子ども一人一人の自立や社会参加に向けた教育支援を推進し、子どもの自立を支援するとともに、本市が掲げる「スポーツ健康づくり日本一」を目指し、健康な市民を育成するための土台となる健康教育を推進します。

3 天のわらべ すこやか「まなび」育みプロジェクトの推進

児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適時性のある教育を一層充実させるために、義務教育の9年間を通して、特別支援教育の視点で全ての教育活動を推進します。

また、各学校の特色を生かした授業改善を一層推進し、児童生徒の学ぶ意欲や問題解決能力等の確かな学力を育む「質の高い授業」が実施されるように、教員の資質向上対策を行います。

4 天のわらべ 豊かな「こころ」育みプロジェクトの推進

地域、芸術、異文化等の学習において、人・もの・文化・自然・産業など本物に触れる多様な体験の充実に、子どもの学びの深化を図るとともに、子どもたちの郷土への愛着と誇りを育むため、各学校の計画に応じた効果的な体験活動の実施を支援します。

5 教育施設や環境の整備の促進

学校教育の充実、振興を図るため、安全で安心して学習に取り組める教育施設や環境の整備が重要であることから、施設の整備、改善を計画的に実施します。

また、総合的な学習や地域社会と連携した特色ある教育の推進、さらには高度情報化社会に対応したICT機器を活用した教育の推進を図ります。

6 就学支援等の充実

家族形態の複雑化や雇用不安など社会情勢が変化しており、経済的支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあることから、就学に必要な費用の一部を助成し、円滑な義務教育ができるよう支援します。

また、学習意欲があるにもかかわらず、高等学校の就学が困難な保護者等に対して、奨学金の貸付けを行うことにより、経済的負担の軽減と人材の育成を図ります。

7 食育の推進

望ましい食習慣を形成するため、児童生徒や保護者に対し、栄養教諭、調理師などによる栄養指導や給食指導を通して食育を推進します。

また、プロスポーツ選手との交流給食や生産者などの給食に関わる地域の人々との交流を通して、児童生徒が地域の営みや農畜産物についての知識を深めるとともに、地域の自然や環境への理解を深め、感謝の心を育む教育に取り組みます。

8 生涯学習の推進

生涯学習の主役である市民一人一人が、社会情勢の変化に対応できる力を身に付け、豊かな人生を創造するため、生涯学習活動に対する支援や学習情報の提供を行います。

また、中高生を始めとする市民が自主学習を行うための施設である市学習支援室「リバテラス ちえふる」をより一層充実し、青少年の健全育成と生涯学習を振興します。

さらに、子どもを健やかに育てるため、家庭、学校及び地域が協力、連携、融合した教育環境の整備を図るとともに、教育の目標を共有化し、より豊かな教育を推進します。

9 社会教育の推進

地域における生涯学習活動及び自治能力や地域の教育力を高めるため、公民館活動の充実を図り、地域づくり活動を支援するとともに、地域全体で子どもを育てる環境づくりを推進します。

また、豊かで活力のある地域づくりを推進するため、社会教育団体の育成と組織の活性化を図るとともに、将来を担う人材の育成と青年期における地域の共同作業やボランティア活動への参加を促進します。

さらに、社会情勢の変化や利用者のニーズ等に合わせ、市立公民館の整備を計画的に進めます。

10 地域づくり委員会活動の推進

地域住民自らが、学習活動を通して地域の様々な課題を発掘・整理し、住民の自主的な実践活動によってその解決を図ることを目的とした地域づくり委員会活動が展開されています。少子高齢化や人と人とのつながりの希薄化など社会環境の変化が進む中、それぞれの地域づくり委員会の相互交流や連携の強化を図るとともに、情報交換や研修の機会を設け、活動の活性化を図ります。

11 文化財の保護及び活用の推進

歴史的な遺跡等の発掘調査を引き続き行い、埋蔵文化財の保護を図ります。

また、市内に所在する未指定の文化遺産や各地域に古くから伝えられている民俗芸能について、実態の把握や調査を行い、貴重なものについては文化財として指定するとともに、文化財の保護を図るため、文化財の所有者等に対しての維持管理を支援します。

さらに、文化財に対する市民の意識の向上を図るため、関係団体との共催によりふるさと歴史講座、市民史跡めぐり等を開催し、市内外の優れた文化遺産に触れる機会を提供します。

12 芸術・文化活動の推進

多様化する市民の芸術・文化活動を一層活性化するために、活動や鑑賞の場所である芸術・文化施設の充実を図ります。

また、市民芸術祭を開催することにより、発表の場を設けるとともに、参加できる機会をつくるなど、市民の芸術・文化活動を支援します。

さらに、若い年代も含め、幅広い年代の市民が様々な活動に参加できるよう、情報提供に努めます。

13 生涯スポーツの振興

市民一人1スポーツを目指し、体育協会やスポーツ推進委員会などの関係団体等と連携を密にし、地域に根ざしたスポーツを振興します。

また、個人のニーズに合わせて多様な選択ができるように、スポーツ・レクリエーション活動への参加機会を拡大します。

さらに、地域住民が主体となり運営し、多様な興味や様々なレベルの技術を持つ人々が世代を超えて集まり、多種目のスポーツを楽しむことができるスポーツクラブ（総合型地域スポーツクラブ）を促進します。